

小銃等亡失・盗取届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

氏 名

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法第16条第3項の規定により、小銃等が亡失し又は盗み取られた旨を届け出ます。

記

1. 特定警備実施計画の概要

【届出受理番号】 第 号

【届出年月日】 年 月 日

2. 亡失し又は盗み取られた小銃の名称、口径及び製造番号
3. 亡失し又は盗み取られた実包の種類及び数量
4. 亡失し又は盗み取られたことが発覚した日時及び場所
5. 亡失し又は盗み取られた際の状況
6. 今後の航海予定
  - (1) 寄港予定地及び日付
  - (2) 特定警備実施後初めて入港し係留する本邦の港の係留施設（定まっていない場合にあっては、係留することが見込まれる係留施設）

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 亡失し又は盗み取られたことが発覚した場合は、直ちに届け出ることとする。